

# 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月16日

(第3日)

智 頭 町 議 会

## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月16日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4. 議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8. 議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第107号 平成28年智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第11. 議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に制定について
- 第12. 議案第110号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第13. 議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第14. 議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 第15. 議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16. 議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について
- 第17. 議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に

ついて

- 第18. 議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について
- 第19. 議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第20. 議案第118号 字の区域の変更について
- 第21. 議案第119号 字の区域の変更について
- 第22. 議案第120号 字の区域の変更について
- 第23. 発議第 6号 智頭町議会委員会条例の一部改正について
- 第24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第25. 閉会中の継続調査の申し出
- 第26. 議員派遣

#### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4. 議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8. 議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第107号 平成28年智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第11. 議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に制定について
- 第12. 議案第110号 智頭町税条例等の一部改正について

- 第13. 議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第14. 議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 第15. 議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第16. 議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について
- 第17. 議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 第18. 議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について
- 第19. 議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第20. 議案第118号 字の区域の変更について
- 第21. 議案第119号 字の区域の変更について
- 第22. 議案第120号 字の区域の変更について
- 第23. 発議第 6号 智頭町議会委員会条例の一部改正について
- 第24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第25. 閉会中の継続調査の申し出
- 第26. 議員派遣

1. 会議に出席した議員（11名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 河村 仁志  | 2番 高橋 達也   |
| 4番 岩本 富美男 | 5番 中野 ゆかり  |
| 6番 平尾 節世  | 7番 谷口 雅人   |
| 8番 岸本 眞一郎 | 9番 徳永 英太郎  |
| 10番 石谷 政輝 | 11番 大河原 昭洋 |
| 12番 酒本 敏興 |            |

1. 会議に欠席した議員（1名）

- 3番 大藤 克紀

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教	育	長石彰祐
総務課	長	葉狩一樹
企画課	長	河村実則
税務住民課	長	矢部整
教育課	長	西沖和己
地域整備課	長	草刈英人
山村再生課	長	山本進
地籍調査課	長	岡田光弘
会計課	長	矢部久美子
税務住民課参事兼水道課長		藤森啓次
福祉課参事		江口礼子
福祉課参事		小谷いづ美
病院事務次長		寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	寺坂英之
書記	大藤翔太

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、高橋達也議員、4番、岩本富美男議員を指名します。

#### 日程第2. 諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配布のとおり、議員派遣の結果報告について提出されておりますのでご報告いたします。

#### 日程第3. 議案第101号

○議長（酒本敏興） 日程第3、議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4. 議案第102号

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5. 議案第103号

○議長(酒本敏興) 日程第5、議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6. 議案第104号

○議長（酒本敏興） 日程第6、議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7. 議案第105号

○議長（酒本敏興） 日程第7、議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。



よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8．議案第106号

○議長（酒本敏興） 日程第8、議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9．議案第107号

○議長（酒本敏興） 日程第9、議案第107号 平成28年智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第107号 平成28年智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10. 議案第108号

○議長(酒本敏興) 日程第10、議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11. 議案第109号

○議長(酒本敏興) 日程第11、議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12. 議案第110号

○議長(酒本敏興) 日程第12、議案第110号 智頭町税条例等の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第110号 智頭町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13. 議案第111号

○議長(酒本敏興) 日程第13、議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14. 議案第112号

○議長（酒本敏興） 日程第14、議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15. 議案第113号

○議長（酒本敏興） 日程第15、議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組規約の変更につ

いてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16. 議案第114号

○議長(酒本敏興) 日程第16、議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散についてを議題とします。

○議長(酒本敏興) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第115号

○議長（酒本敏興） 日程第17、議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第116号

○議長（酒本敏興） 日程第18、議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第117号

○議長(酒本敏興) 日程第19、議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第118号

○議長(酒本敏興) 日程第20、議案第118号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第118号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21. 議案第119号

○議長(酒本敏興) 日程第21、議案第119号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第119号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第22. 議案第120号

○議長(酒本敏興) 日程第22、議案第120号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。



これから議案第120号 字の区域の変更についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第23. 発議第6号

○議長(酒本敏興) 日程第23、発議第6号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、石谷政輝議員。

○10番(石谷政輝) 発議第6号、智頭町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者 智頭町議会 議会運営委員長 石谷政輝。

改正理由。議員が速やかに委員会に所属し、その責務を果たせるよう、閉会中の委員の選任について、条例内容を見直し、改正を行う。

改正内容。第6条第4項並びに第6項について、閉会中における常任委員、議会運営委員及び特別委員の指名並びに常任委員の所属委員会の変更は、会議に諮らずも、議長により指名並びに変更できるものとする。

以上で説明を終わります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第6号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

○議長(酒本敏興) 日程第24、輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より調査報告書が提出されています。

輝くまちづくり調査特別委員長の報告を求めます。

9番、徳永英太郎議員。

○9番(徳永英太郎) 輝くまちづくり調査特別委員会調査報告書。

本委員会の調査事件について視察調査を実施したので、委員会規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1. 期日 平成28年11月16日(水)から18(金)(3日間)
  2. 調査委員 議員全員
  3. 調査目的 本町のまちづくりを推進するため、事務事業の調査行う
  4. 調査地 ①東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6 「奥多摩町役場」  
②栃木県下野市薬師寺3311の1 「自治医科大学」  
③東京都千代田区内神田1の15の10 「東京ブランチ」
  5. 調査内容 ①奥多摩町 移住・定住について  
②自治医科大学 地域医療について  
③東京ブランチ 現在の取り組み状況
  6. 調査概要及び感想
- ①奥多摩町

移住・定住対策について、若者定住化対策室の新島和貴室長より、少子化対策と高齢化への対応と題してその取り組みを伺った。

まちの面積は225.53平方キロ、93.8%が山林である。ここは本町と大変よく似ている。

立地的には東京23区をはじめとして、多くの市を控えているものの、全国的に多くの自治体が抱えている問題と同じく、少子・高齢化問題への取り組みを最重点に置いている。その背景には地方の中小の自治体と同じく急激な人口の減少がある。

昭和53年の国勢調査をもとにした総人口の推移、その中で全国と比較した指数の推移、年齢3区分別人口の推移、その割合の推移、自然動態の推移、出生数・合計特殊出生率の推移、未婚率の推移、社会動態の推移等から著しい人口の減少が伺える。

平成26年には日本創生会議のシミュレーションが発表され、「消滅する可能性がある」市区町村に明示された全国896自治体の中で、減少率は43番目、東京都では1番となった。それらを踏まえ、今までの計画と主な事業を検証するとともに見直しを行い、現状と問題点を洗い出し、総合計画と連携した奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略「元気づくり計画」を推進している。

その中で、将来人口の目標を設定するとともに、さらに年齢3区分別人口の推移：将来人口（目標）を設定している。

元気づくり計画では、「少子化対策の推進」と「定住化対策の推進」を2本の柱として、各種施策を推進している。「少子化対策の推進」では出会い・暮らしと子育て・教育の充実に、「定住化対策の推進」では仕事と住まいの充実に向けた施策を展開している。

特に子育て・教育の主な施策では、保護者の不安の解消、専門相談員による相談・支援や、子育て家庭への経済的な負担の軽減、不安を取り除く医療体制の整備、保育施設などの充実にあげている。中でも子ども・子育て支援事業は、不妊検査・不妊治療助成事業、入園・入学・進学支援事業、中学生制服等支援事業、小・中学生の児童・生徒の給食費を全額助成、高校生等の電車・バス等の通学定期代の全額助成など15項目からなっており特筆すべきである。

さらに、町営若者住宅の建設、定住サポーターによる空き家・空き地情報の収集や、空き家等活用促進事業交付金制度など多方面での制度や支援が充実してい

うる。このことは少子化対策・人口減少対策において、子育て家庭を対象とした若者定住対策の重要性を物語っている。

ゆえに、若者定住化対策を最重要課題として平成28年度から「若者定住化対策室」を設け、重点的に若者の定住化を推進している。「若者定住化対策室」は室長、係長、担当の3名からなり、出会いの場づくり・子育て・定住・就労、土地・建物の売買などの総合窓口としての機能を有しており、ワンストップ・サービスを行っている。

## ②自治医科大学

はじめに、原田総務部長より大学の概要説明を受けた後、梶井教授より「自治医科大学における地域医療の取り組み」と題した講演をいただいた。その後、鳥取県出身の卒業生等の状況について、高山地域医療推進課長より説明を受けた。

教授は講演の中で、地域医療の現状と課題として、まず、地域医療とは住民の健康問題のみならず、生活の質にも注目しながら、住民一人一人に寄り添って支援していく医療活動であるとし、死を予防し、延命を図る医療から生命の質を尊び、高めていく医療へ、臓器、疾病中心の医療から精神面、生活面まで配慮する医療への転換期であると言われていた。

そして、地域医療の充実は地域、時代の必然であり、地域医療を担う医師像として、患者個人の医療ニーズ、患者の人生・生活を意識したニーズ、地域社会のニーズなどそれぞれに応じてみずから柔軟に変化させ、それに応えることができる医師としての総合診療医像を語られた。

新しい地域医療提供体制の創出に向けて、地域包括ケアの推進と、住民の参加する地域医療づくりについて、西脇市の事例をあげ、住民の支援活動が医師会を動かし、市立西脇病院内に休日急患センターができたこと、医師のほうから進んで赴任されてきたこと、また、市で独自の地域医療を守る条例を制定したことなどを伺った。

住民が参加する地域医療づくりの大切さと、地域力の向上に必要な三つの要素として、地域力を向上させる「場」、場を機能させる「仕組み」、地域力の基礎となる「人」が大事であることを言われていた。

地域医療づくりは、地域（まち）づくりでそのものです。この言葉はとても心に残るものであった。

## ③東京ブランチ

本町の地域プロデューサーである北山氏より、現在の取り組み状況について説明を受けた。事務所としてのシェアオフィスは当初想像していたものより実に簡素なものであった。

目標は、智頭町に関心をもつ人や企業を一人でも多く連れていくことであるとのこと。地下のイベントホールは気軽に利用できるとのことであり、定期、不定期の情報発信やイベントを行い、本町に関心のある人の掘り起こしを行うとともに、来町につながるよう期待する。

以上で、輝くまちづくり調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これをもって輝くまちづくり調査特別委員会の調査を終了します。

#### 日程第25．閉会中の継続調査の申し出

○議長（酒本敏興） 日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第26．議員派遣

○議長（酒本敏興） 日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第4回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年12月16日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 高 橋 達 也

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男